

第4章 計画の具体的内容

1 みんなで支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進

(1) 相談窓口・情報提供体制の充実

現状と課題

平成30年(2018年)4月から施行されている改正社会福祉法では、「地域福祉計画」に盛り込むべき事項の一つとして「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が挙げられています。安心して暮らせる地域生活の実現のために必要不可欠な「相談・情報提供体制」の充実是最も重要な取組の一つであるといえます。

町民アンケート調査では、福祉や、健康に関する情報を十分に得られているかどうかの質問に対して、「入手できている」と回答した人が68.8%いる一方で、26.9%が「入手できていない」と回答しており、課題がうかがえます。

誰もが気軽に相談できる窓口の整備、専門的な相談体制の充実や、支援を必要とする人へのサービス等に関わる分かりやすい情報提供が重要です。

取組の方向

各種相談窓口の充実を図るとともに、相談内容によっては専門機関などにつないでいけるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。また、必要な人に必要な情報が届くような体制づくりを進め、公的制度などについてわかりやすく周知していくための工夫に努めます。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・困ったときには気軽に相談しましょう。
- ・「広報さかい」や町ホームページ等の情報を活用して福祉制度、サービス等の内容を理解するようにしましょう。
- ・民生委員・児童委員等と協力して、情報提供の場づくりに努めましょう。

■ 町（行政）の取組

- ・必要とする人が必要な時に、なんでも相談できる体制を確立します。また、相談窓口間の連携・連絡の強化に努め、総合相談体制の充実を図ります。
- ・子育て中の親の相談窓口や交流の場として、子育て支援施設の活用を促進します。
- ・「広報さかい」や町ホームページなどによる情報提供を推進します。
- ・民生委員・児童委員、ボランティア等を通じて、福祉サービス等の情報を提供します。
- ・住民との座談会やサロン等の地域福祉活動を通じて福祉サービスの情報を提供します。
- ・生活困窮者が確実に福祉事務所につながるよう、連携の強化を図ります。

◇ 町内事業者の取組

- ・多様な相談窓口の連携を図っていきます。
- ・情報周知の方法を工夫し、必要とする人に必要な福祉サービスの情報が届くようにしていきます。

(2)「福祉のまちづくり」の推進

現状と課題

高齢者、障害のある人、子ども、外国人をはじめ全ての町民が、住み慣れた地域でともに支え合いながら、安全で快適に暮らすことのできる地域の実現を目指しています。

町民アンケート調査では、住んでいる地区の暮らしの満足度について、「近隣との付き合い」、「行政区・班などの地域活動」の満足度が高い一方で、「交通機関などの便利さ」、「公園・緑地等の自然環境」、「買い物などの便利さ」の不満が高くなっています。

町民や福祉団体、事業者が福祉のまちづくりを理解しながら、地域を支えていく必要があります。福祉のまちづくりは、柔軟に、できることから取り組んでいくことが重要です。

取組の方向

「みんなで支え合い 誰もが安心して暮らせるまち さかい」の基本理念に基づき、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現を目指し、支え合いの仕組みづくりの啓発や福祉教育の機会などの充実を図ります。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・地域として外出・移動や買い物に困っている人を助け合いましょう。
- ・身の回りで、歩行・通行上の危険箇所などに気付いたら町役場等へ知らせましょう。
- ・障害のある人や高齢者など町に暮らすさまざまな人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげましょう。
- ・子どもたちが安心して遊べるよう公園の安全点検や清掃などを行い、維持管理に努めましょう。
- ・買い物や病院の送迎などを、できる範囲で手助けしましょう。
- ・外出困難な方に地域のお店で配達を行うサービスなどについて検討しましょう。

■ 町（行政）の取組

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、誰もが施設等を利用しやすい、また、交通システムの検討などによる移動しやすいまちづくりに努めます。また、住民や事業者等への普及・啓発に努めます。
- ・福祉教育の推進、「広報さかい」、パンフレット等さまざまな手段、機会を通して障害等に関する正しい情報提供を行います。
- ・地域の環境保全、美化意識の向上について町民に啓発していきます。
- ・環境美化に取り組む活動者・団体を支援します。

◇ 町内事業者の取組

- ・高齢者や障害のある人の外出を支援するため、福祉車両を使った輸送サービスや外出時の移動支援等を行います。

(3) 福祉の意識育成と人権の擁護

現状と課題

「地域共生社会」の実現に向けて、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、「福祉の心」を育成することが大切です。そのために、幼児教育や学校教育の場における福祉当事者や高齢者との交流など、福祉分野に関する取組が重要になります。

支援を必要とする世帯に関して、民生委員・児童委員の活動を中心に地域の中で住民相互の見守り活動を行うことによって、誰にも看取られることなく亡くなってしまふ「孤独死」を防止するとともに、福祉サービスの制度や内容を説明し、判断能力等に支障があれば「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」や「成年後見制度」につなげていくことが必要です。

高齢者、障害のある人、児童に対する虐待の防止等を規定する法律がそれぞれ制定・整備されており、虐待や家庭内暴力の抑止に努めることが期待されています。

取組の方向

町民一人ひとりの意識の中に「福祉」という考え方が浸透し、地域に根付き、すべての人の人権が尊重される「福祉文化」の土壌が形成されるよう、人権意識を高める啓発、幼児教育や学校教育、社会教育（生涯学習）などあらゆる機会の中で福祉教育を推進するとともに、町民の福祉意識の高揚を図っていきます。特に、次代の「地域福祉」の担い手となる子どもたちに対して、学校と地域等が連携・協働し、異世代交流やボランティア体験等により、すべての人々がともに生き、ともに育つ「地域福祉」の実現をめざす思いやりと助け合いの心が育まれるよう、福祉教育の推進を図っていきます。

地域包括支援センターや町社会福祉協議会と連携を図り、福祉サービス等の利用に際して判断能力が不十分な高齢者等への支援を推進します。

さらに、判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等について「成年後見制度」の専門的な相談・制度の広報普及や後見人等の選任申し立ての利用支援を行い、権利の擁護を図ることで、契約制度の下で安心して生活できる仕組みづくりを進めていきます。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・ 高齢者や障害のある人、子どもその他さまざまな人権問題を、“他人事”でなく自分自身の問題（「我が事」）としてとらえ、行動につなげましょう。
- ・ 地域で開催される集会などの機会に、福祉関係の講話などを盛り込むようにしましょう。
- ・ 地域活動を通じて、子どもたちに、個々の違いを認め理解するための機会を提供しましょう。
- ・ 身の回りで各種虐待などの異変に気づいたときには、すぐに関係機関へ通報しましょう。
- ・ 事業所や病院など虐待を発見し易い立場の関係機関や関係者は、早期発見に努めましょう。

■ 町（行政）の取組

- ・各種研修事業などを活用し、地域の中で福祉教育や人権教育を推進します。
- ・障害や障害のある人への理解の促進を図るため、幼少期から地域の障害のある人とふれあう交流会を実施するなど、福祉教育の実践・充実を図ります。
- ・公民館講座や家庭教育学級で人権に関する講話を行い、人権の啓発に取り組みます。
- ・保健・医療・福祉・教育に関する研修会、イベントの開催、広報等を通じて積極的な啓発活動を推進し、「ノーマライゼーション」理念や「障害者差別解消法」の浸透を図ります。
- ・家族だけでなく、地域・学校・企業等子育てに関わるすべての人がその社会的意味を理解し、育児に協力・支援していく必要性について啓発していきます。
- ・虐待について安心して相談・通告できる窓口を設置します。
- ・関係機関と連携し、乳幼児から高齢者までの各種虐待を早期発見、早期解決できる体制を強化するとともに、虐待防止体制の充実を図ります。
- ・「地域活動支援センター」での相談を通して、障害福祉サービスや各種制度の利用について周知を図ります。

◇ 町内事業者の取組

- ・「地域福祉権利擁護事業」の利用を支援・促進します。

(4) 成年後見制度の利用促進

現状と課題

成年後見制度は、判断能力が十分ではない人の財産や生活を守る重要な制度ですが、どのようにしたら利用できるのか、利用することでどのような支援を受けられるのかが町民にあまり理解されておらず、身近な制度とは言えない状況にあります。高齢者・障害者ともに支援を必要とする方のさらなる増加が予測されており、判断能力等に不安のある方々の生活や権利を守るための制度であることを正しく理解することが制度の利用につながることから、様々な機会や媒体を活用し周知、啓発することが必要です。

また、成年後見制度の利用の促進に向け、本町では、令和3年(2021年)3月に「境町成年後見制度利用促進計画」を策定し、利用促進を推進していますが、権利擁護支援が必要な人と接する機会が多い施設や医療機関の職員等に対して、制度のさらなる周知啓発を行う必要があります。

取組の方向

第2次成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の利用促進強化に向け、成年後見制度に関わる関係団体等が連携を図るネットワークの構築を進めていきます。また、成年後見人等が被成年後見人等の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した後見活動が行われるよう支援していきます。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・成年後見制度について、制度内容を正しく理解しましょう。
- ・町民向けの制度学習会に参加しましょう。

■ 町（行政）の取組

- ・成年後見制度について、制度内容を正しく理解してもらいながら、制度の周知・啓発を図ります。
- ・関係機関と連携し、誰もが成年後見制度を利用できるような体制を構築します。

◇ 町内事業者の取組

- ・成年後見制度について、制度内容を正しく理解し、制度の周知・啓発を図ります。
- ・事業者向けの制度学習会に参加します。

2 積極的な地域活動・ボランティア活動の推進

(1) 「地域福祉」の啓発

現状と課題

「地域福祉」とは、「何らかの支援を必要としている人たちが抱える生活上の課題について、自分たちが住んでいる『地域』という場所を中心に互いに支え合い、助け合うことで、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組」です。

本町の現状では、着実に少子高齢化が進んでおり、家族形態の多様化、生活スタイルの変化などが進むなか、地域社会での交流は減ってきており、お互いを思い合う心を育む機会もまた少なくなっています。

「誰もが安心して暮らせるまち」づくりを推進するためには、地域住民同士で協力し合う「地域福祉」の意識啓発が必要になります。地域全体に「地域福祉」の考え方が浸透し定着するよう、効果的な広報・啓発活動に努めることが重要です。

取組の方向

地域福祉の考え方の「自助」（個人や家庭による「自助努力」）・「共助」（地域社会による助け合い）・「公助」（公的な制度として行う「福祉・保健医療その他サービス」の提供体制の環境づくり）が適切に連携・協働し、「地域で支え合う意識」の啓発を進めていきます。

「地域福祉」推進のためには地域に暮らす人々が貴重な人材となることから、地域活動を通じて一人ひとりが知恵や経験を生かしながら地域の一員として役割を担うことができるよう、人材の育成と地域福祉意識の高揚を図ります。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・日常生活の中で、地域のことに関心を持つように心がけましょう。
- ・行政区活動、「いきいきクラブ（老人クラブ）」活動などを通じて、地域への関心を高めましょう。
- ・自然な「助け合いの心」を育てましょう。
- ・自分自身と地域のために、自分でできることについてはできる限り自分で行いましょう。（自助）

■ 町（行政）の取組

- ・ ボランティア活動やサロン活動などへの支援と多様な福祉活動の PR を通じて、地域福祉活動の大切さについて広報・啓発します。
- ・ 「自助」・「共助」・「公助」の役割分担への理解と意識の醸成を図ります。
- ・ 学校教育や生涯学習などを通して「地域の支え合い意識」を啓発していきます。

◇ 町内事業者の取組

- ・ 「地域の福祉みんなで参加」を合言葉に、地域の相互扶助意識を醸成していきます。
- ・ 学校教育と連携し、福祉体験学習等を通じて児童・生徒の豊かな「福祉の心」を育むとともに、地域住民が福祉活動への理解を高めるためのさまざまな啓発活動やボランティア体験等を通して、福祉教育の充実を図ります。

(2) 地域福祉を担う人材づくり

現状と課題

少子高齢化によるボランティアなどのメンバーの高齢化、福祉団体の後継者問題、リーダーが育たないなどといった問題が深刻化しています。

町民アンケート調査では、ボランティア活動に参加したことがあるかについて質問したところ、約7割が「参加したことがない」と回答しています。また、ボランティア活動に参加していない、参加したことがない理由についても質問したところ、「仕事が忙しく、参加する時間が取れないから」という回答が最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからないから」が多くなっています。

地域の福祉活動を活性化していくために、さまざまな支援をしていながら、深刻な福祉の担い手不足への取組が必要です。

取組の方向

地域福祉活動の担い手となる人材の確保や育成に努めるとともに、町民の皆さんの自主的な活動を支援します。そのために、各種団体と連携し地域住民同士が交流できる場の提供や地域活動の支援、環境整備を図るとともに、情報提供の充実を進めます。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。
- ・地域の中で人材発掘に努め、知識や経験・技能を社会的資源として活用できる場を提供しましょう。
- ・ボランティア意識の向上を図るため、幼少期から参加できる社会貢献活動（ゴミ拾いや公民館等の掃除など）を企画しましょう。

■ 町（行政）の取組

- ・「広報さかい」や町ホームページなどにより、ボランティアに関する各種情報を提供します。
- ・町社会福祉協議会と連携して各種ボランティアの育成に努めます。

◇ 町内事業者の取組

- ・ 地域組織活動や見守りなどの地域福祉活動に積極的に取り組みます。
- ・ 地域福祉団体が取り組んでいる親睦・交流事業を支援します。
- ・ 子どもの頃から、地域福祉・環境美化等地域づくりのボランティア活動への参加促進を図ります。

(3) 地域交流の場や生きがいづくりの推進

現状と課題

日頃から地域・近所の人へのあいさつや声掛け等により地域社会との関わりをつくっていき、子どもから高齢者まで地域との関わりを深めていくことが重要です。

町民アンケート調査では、近所付き合いについて、「よくしている」、「ある程度している」を合わせた「している」の割合は65.4%となっている一方で、「あまりしていない」、「していない」を合わせた「していない」の割合は31.1%となっており、前回調査結果と比較しても年々増加していることから近所づきあいが薄くなっていることがうかがえます。

また、生涯学習・生涯スポーツは、町民一人ひとりの自己実現を図るものであると同時に、「人づくり」という性格もあり、人と人との交流を生み地域の活力向上につながるものです。今後、退職した団塊の世代の人等の学習意欲の高まりも予想され、それに応えとともに、高齢者の生きがいづくりの観点からも生涯学習・生涯スポーツの環境づくりが一層重要になります。

取組の方向

普段からの声掛けや、地域行事への参加を促すなどさまざまな交流の場や機会を充実させ、身近な地域での付き合いを深めることができるよう図ります。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組
・近所の人とのあいさつを、日頃から行いましょう。
・登下校の子どもたちに、「おはよう」、「お帰り」などの「あいさつ運動」を実践しましょう。
・地域の行事などが行われるときは、隣近所に声を掛けるよう心がけましょう。
・近所の交流を密にして、気軽に会話ができるように努めましょう。
・近所のひとり暮らし高齢者等に声掛けを行いましょう。
・気軽に参加できる地域の行事やサロン活動を計画し、実施しましょう。
・地域の交流機会を充実させましょう。
・地域の行事などは、日程や時間帯、多くの人参加し易い開催方法等を検討しましょう。
・地域で見守りの必要のある世帯を把握しましょう。
・日常生活の中で見守り、声掛けを行いましょう。
・地域全体で子どもたちを見守りましょう。

■ 町（行政）の取組

- ・地域の基盤となる各地域の行政区への情報提供や活動助成により、活動を支援します。
- ・「子ども会」、「いきいきクラブ（老人クラブ）」などの地域活動団体との連携が不可欠であることから、町社会福祉協議会も含めた連携により、地域福祉活動を推進します。
- ・介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業^{※1}」の推進、充実に努めます。

◇ 町内事業者の取組

- ・退職した団塊の世代の人等が、生涯学習・生涯スポーツ等による自己実現を図りながら、特技や豊かな経験・知識等を活かして参画できる地域の活動や交流の場の提供を行っていきます。
- ・既存の地域行事や生涯学習・生涯スポーツに限らず、地域の高齢者・障害のある人・子育て中の親等が気軽に交流できる場所を設置し、「サロン事業」として、地域が主体的に取り組めるよう支援することから始め、地域に根ざした交流の場「ふれあいサロン」を展開していきます。また、サロンの運営ボランティア育成に努めます。

※1 市町村が中心となって、地域の実情の応じ、住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制を推進し、要支援者等の方への効果的、効率的な支援等を可能にすることをめざす事業。

(4) 住民参加の「地域福祉」の推進

現状と課題

「地域福祉」推進の体制を整えていくに際しては、行政サービスだけでなく、住民参加の地域福祉活動が必要不可欠なものであり、ボランティアや NPO などさまざまな人々が積極的に関わっていくことが必要になっています。

町民アンケート調査では、地域活動に参加していない、参加したことがない理由について質問したところ、「仕事が忙しく、参加する時間が取れないから」という回答が最も多く、次いで「活動の内容や参加方法がわからないから」が多くなっています。

地域活動に関する各種情報の発信や、社会貢献活動等の地域活動に参加し易いシステムを整備していくことが必要です。

取組の方向

「地域の福祉みんなで参加」を合言葉に、地域活動やボランティアに関する啓発活動の推進を図ります。また、ボランティア活動をしたい人と必要とする人等との橋渡し調整（コーディネート）と、活動相談・支援、ボランティア情報の発信等の役割を担う「境町ボランティアセンター」の運営や、住民の地域活動促進を図るため、町社会福祉協議会の支援を行っていきます。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・地域活動やボランティア活動に関心を持ち、取り組みましょう。
- ・自分でできるボランティアを行いましょ。
- ・近所でできる身近な支援を行いましょ。
- ・家族で地域活動やボランティアについて話し合いましょ。
- ・それぞれの能力や経験を地域活動やボランティアにいかしましょ。
- ・町民・事業者それぞれの立場からできる手助けを行いましょ。
- ・地域に合った拠点づくりについて、みんなで検討しましょ。
- ・公民館等の地域資源をみんなで活用するために、使用ルールを守りましょ。
- ・地域にある既存施設を誰もが気軽に活用できるよう、わかりやすい情報提供を行いましょ。

■ 町（行政）の取組

- ・ 社会福祉協議会と連携して「福祉のまちづくり」を推進します
- ・ 「境町ボランティアセンター」が行う事業（ボランティア養成体験講座・登録・相談・コーディネート・啓発等の各種事業や「ボランティア連絡協議会」への活動支援等）と運営を支援していきます。
- ・ ボランティアと地域活動団体との協働について、町のあらゆる部署での推進を図ります。
- ・ 公共施設や既存施設の利用について調整を行い、より利用しやすい仕組みづくりを進めます。
- ・ 集落センターや公民館等を拠点として自主的な活動を行うグループの結成や地域におけるサロンなどの開催について、企画運営に関する調整や情報提供などの支援を行います。

◇ 町内事業者の取組

- ・ 高齢者等の見守り・声かけ、子どもの登下校時の安全見守り等の地域の助け合い活動や各種団体の活動内容について情報発信し、地域活動への関心を高めて、活動への参加を促進します。
- ・ 「ボランティアセンター」をあらゆるボランティア活動に関する拠点として、情報の収集とわかりやすい情報発信をし、「センター」としての認知度を高め、住民にとって身近なセンターになるように取り組んでいきます。
- ・ 小中学校の福祉教育の中で、車いす体験やボランティア体験等の学習を充実させていきます。

(5) 高齢者の地域貢献活動の推進

現状と課題

自分らしく生き生きと暮らし続けるためには、地域の中で「生きがい」をどのように感じる事ができるかが課題となります。長年にわたって地域を支えてきた高齢者は、人生の中で豊かな知識、経験、技能を培っています。こうした能力を地域社会の様々なニーズに生かすことは、高齢者自身の生きがいにつながるとともに、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化に結びつく活動となります。

高齢者を対象とした各種イベントやボランティア等の社会活動について、活動内容の広報や参加しやすい環境づくりに努めるなど、高齢者の主体的な参加を積極的に支援していくとともに、町や町民、関係機関等と連携・協働し、生きがい活動の促進を図る必要があります。

取組の方向

町民の地域活動への参加促進を図ります。

高齢者や障害のある人等が、身近な地域での活動に参加していけるようなきっかけづくりや人材育成、ネットワークづくり等に取り組めます。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・子どもから高齢者まで、多くの人に参加しやすい地域活動や行事の開催を図りましょう。
- ・地域で行われている様々な活動が連携し、子どもから高齢者まで、分野にとらわれない幅の広い活動を促進しましょう。

■ 町（行政）の取組

- ・関係機関と連携し、高齢者の地域活動や社会貢献活動への参加を促進します。
- ・高齢者が自主的に行う社会貢献活動を支援します。

◇ 町内事業者の取組

- ・持っている資源やノウハウを生かして、地域の健康づくりに協力しましょう。

3 みんなが安心して利用できる福祉サービスの充実

(1) 福祉サービスの充実

現状と課題

社会全体における変化と同様に、少子高齢化、ひとり親世帯や高齢者のみ世帯の増加、要介護・要支援認定者や障害者手帳所持者の増加などが進んでいます。今後、高齢者、障害者、子ども・子育て支援などの福祉に対して、ますます多様な福祉サービスが求められると推測されます。

また、出生率低下と子どもの減少が社会的な問題となっており、少子高齢化の進行により、働く世代への負担が増加しています。少子化に歯止めを掛けるため、子育て支援や子育てで生じる経済的な負担軽減に向けた支援が求められます。

取組の方向

町民にとって利用しやすい福祉サービスの充実や、安心して最適な福祉サービスを利用できる仕組みづくりを進めていきます。

施設・病院から地域・在宅への流れの中で、支援や介護を必要とする状態になっても安心して生活できる福祉サービス等の充実、特に、住み慣れた地域での生活を支援するため地域密着型のサービスが充実するように努めていきます。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・福祉サービスについて、自分の目で見て、体験して、理解しましょう。
- ・家族で福祉サービスについて話し合い、町のサービスについて理解を深めましょう。
- ・「いきいきクラブ(老人クラブ)」や地区の集まりなど、機会あるごとに福祉サービスについてPRしましょう。
- ・地域住民は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「通所型サービス」や「サロン」の運営など地域サービスの充実に努めましょう。

■ 町（行政）の取組

- ・ 社会福祉事業者による福祉サービスの質の向上について、必要な助言・指導を行います。
- ・ 適正かつ効果的な介護（介護予防）サービスの提供をめざして、事業者への支援および助言・指導を行います。
- ・ 相談窓口や地域、組織・団体等で把握した町民のニーズを、行政（町）や地域、組織・団体が共有し、反映できる体制の整備を推進します。

◇ 町内事業者の取組

- ・ 高齢者や障害のある人をはじめ、地域住民・各種団体等で支援を必要とする場合に、適切なサービスを利用できるように、サービスの周知を行うとともに、サービス利用の相談が気軽にできるようにします。

(2) 福祉サービスの総合的な提供

現状と課題

少子高齢化が進展する中、今後、団塊の世代が75歳に到達する令和7年(2025年)頃には後期高齢者が急激に増加することが予測されます。そのため、地域の中で、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」という個々の要素を充実させ、それらを専門職や地域の見守りを担う民生委員・児童委員等が密接に連携することで高齢者を支える地域包括ケアシステムの構築が求められます。

取組の方向

地域包括ケアシステムの仕組みを福祉の各分野に広げつつ、専門機関等が連携を深めていくことにより、たとえ福祉課題を抱えても、深刻化する前に適切な福祉サービスにつなげ、地域全体で見守り、関係機関が連携して支援することで、だれもが住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができる社会を目指します。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・ 民生委員・児童委員等と連携してサービスの周知に努めましょう。
- ・ 医療・介護・福祉の専門職による切れ目のない支援と住民主体の様々な担い手との連携により、地域包括ケアシステムを構築しましょう。

■ 町（行政）の取組

- ・ 地域住民の福祉課題や地域福祉への満足度を測るためのアンケート調査を定期的を実施します。
- ・ 高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供できる体制を整えます。

◇ 町内事業者の取組

- ・ 社会情勢を常に注視し、必要となる福祉サービスの創出や既存サービスの改善に努めましょう。

(3) 生活困窮者の自立支援

現状と課題

近年、安定した雇用期間の縮小や人間関係の希薄化などの社会情勢の変化に伴い、本来、安定した生活基盤や就労できるはずの人が仕事をすることができず、非正規雇用等で収入が不安定で生活困窮に陥っている傾向にあります。そうした中、国は、生活困窮者の増加等、新たな生活課題に対応するため、平成 27 年（2015 年）4 月に「生活困窮者自立支援法」を施行し、生活困窮者に対する支援制度を始めました。これによって、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が全国に設置され、町では、茨城県が設置する相談窓口を利用し、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を実施しています。

また、子どもの貧困対策では、今後も引き続き支援を強化していく必要があり、就学前から義務教育まで、子どもや子育て家庭が抱える課題について一貫した支援を行うための取組が求められています。

取組の方向

経済的な面などで生活に困難を抱えた人を地域で見守るとともに、一般就労への移行が困難な人への支援や、生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所の提供など、地域や関係各課、関係機関との連携のもと、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実を図ります。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・気になる人に対して、見守りに努め、関係機関につなぎましょう。
- ・就労や債務、家計のやり繰りなど、生活に困り事がある場合や、悩んでいる場合は、町や民生委員・児童委員に相談しましょう。

■ 町（行政）の取組

- ・町民に対し、生活困窮者の相談窓口を周知し、多くの相談者が来所しやすくなるよう努めます。
- ・地域の見守り活動の中で生活困窮者の情報を把握し、適切な支援につなぎます。
- ・生活困窮者の社会的、経済的自立を支援できるように努めます。

◇ 町内事業者の取組

- ・生活困窮者への理解を深め、中間的就労やボランティアの受け入れを行うことで生活困窮者の社会的、経済的な自立を支援します。

4 安心・安全でひとにやさしい快適なまちづくりの推進

(1) 防犯・再犯防止の強化（「再犯防止推進計画」）

現状と課題

多様化する犯罪に対応するためには、警察力による防犯対策とともに、日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

一方、安全・安心な暮らしを実現するためには、本来、犯罪や非行のない地域社会を目指すべきです。我が国の刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇し続け、約半数に達しています。これは、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰が困難な状況によるものです。このため、国民が犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会を構成する一員となることを支援していくことが求められています。

取組の方向

住民が安心して日常生活を送るためには、身近な生活圏の安全が守られていることが前提となります。住民が犯罪やトラブルに巻き込まれないよう啓発を行うとともに、関係機関と連携しながら相談・支援の取組を推進します。

また、平成 28 年（2016 年）12 月の再犯の防止等の推進に関する法律の施行に伴い、第 2 条第 1 項で定める「犯罪をした者等」が社会復帰するための仕組みづくりの推進と犯罪をした者等を社会の構成員として受け入れることへの町民の理解を促進し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止の取組を推進します。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・ひとり暮らしの家や空き家を定期的に見回しましょう。
- ・行政区や各種団体と連携して防犯パトロールを実施しましょう。また、防犯パトロールへの参加・協力を行いましょう。
- ・学校、警察及び教育委員会との相互の連携を密にし、補導活動の効果的かつ円滑な推進を図ることで児童生徒の非行防止と健全育成に努めましょう。

■ 町（行政）の取組

- ・ 防犯パトロール活動への支援などを通して、警察や消防など関係機関間のネットワークを強化し、防犯対策を推進します。
- ・ 不法投棄などの違反行為について、県・警察・環境団体等と連携して監視体制（監視パトロールなど）を強化します。
- ・ 夜間の犯罪や事故を未然に防止するため、防犯灯や防犯カメラなどの整備を進めます。
- ・ 保護司会や更生保護女性会とともに、「社会を明るくする運動」などの更生保護活動の普及・啓発に努めます。

◇ 町内事業者の取組

- ・ あいさつ、声かけ等見守り活動を積極的に実施します。
- ・ 防犯ボランティア団体の「ボランティア保険」加入と登録・組織化を促進していきます。
- ・ 保護司・保護司会が「猿島地区更生保護サポートセンター」（境町社会福祉協議会内）を運営し、地域で更生保護活動を行うため拠点として活用していきます。

(2) 防災体制の強化

現状と課題

近年、全国で大型台風や豪雨による自然災害が増加しており、地域でも自主防災の意識を持って対策に取り組むことが必要です。

町民アンケート調査では、災害時の避難所を知っているかについて、7割以上が知っているという回答した一方で、約2割が知らないという回答しており、避難所の周知徹底が必要です。また、災害時に困ることについては、「物資の入手方法などがわからない」、「災害の情報がわからない」との回答が多くなっており、緊急時などの対応体制の周知が必要です。

取組の方向

災害時に支援が必要な「災害時要配慮者」、そして「避難行動要支援者（旧・災害時要援護者）」の救援等をスムーズに行うための体制等を地域ごとに整備するとともに、要介護の高齢者や障害のある人に対応可能な避難所の拡大を進めます。

避難行動要支援者の現状把握とともに、安否確認等、災害時の救援活動がスムーズに行えるよう、正確な情報発信・伝達の手段を一層充実させていきます。

また、災害発生時に活動できるボランティアを養成するための講座の開催や、一部の地域や団体等で実施されている「自主防犯パトロール活動」の拡大に努めます。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・地域ぐるみで、住民ができることを行いましょう。
- ・「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、近所とのコミュニケーションをとりましょう。
- ・地域の「自主防災組織」づくりを進めましょう。
- ・災害時に避難支援が必要な人には、普段から声掛けをしましょう。

■ 町（行政）の取組

- ・防災に関する正しい知識の普及・啓発を図り、地域単位で行う防災訓練への支援と「自主防災組織」や災害ボランティアの育成・指導に努め、地域防災の活性化を図ります。
- ・自主防災組織づくりへの支援などを通して、関係機関間のネットワークを強化し、防災対策を推進します。
- ・ひとり暮らし高齢者や障害のある人、高齢者世帯、その他支援が必要な人など「避難行動要支援者」の名簿登録を推進するとともに、平常時からの見守りや災害時における支援などのため民生委員・児童委員と連携を図り、支援を推進します。
- ・情報機器端末を利用した防災情報伝達システムの構築を推進します。
- ・被災時には、「災害対策本部」と連携し、町社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」への活動支援を行います。

◇ 町内事業者の取組

- ・被災地における災害ボランティア活動を通じて、防災への関心と災害発生時の活動力を高める養成研修を実施していきます。さらに、被災地への組織的な支援の体制を整備していきます。
- ・各種研修により、「災害ボランティアセンター」の設置運営やコーディネートのノウハウを獲得していきます。

(3) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

少子高齢化の進展や障害者の社会参加の機会の増加など、社会の構成が変化してきている中で、核家族化や自治会加入率の低下、隣近所に無関心な住民の増加など、相互の交流機会の減少により、高齢者を敬う心や、障害や高齢などにより生じる特性への理解、思いやりの心などを学ぶ機会が少なくなっているとともに、地域における助け合いなどが失われつつあります。

障害のある子どもも障害のない子どもも、ともに生きることのできる環境を整備するとともに、地域での高齢者や障害者などとの交流により、人の多様性を自然なこととして受け入れることや、障害がある人に対するサポートの仕方を学び、思いやりの心を育成していく必要があります。

取組の方向

町全体でバリアフリーや、ユニバーサルデザインの環境整備を進めるとともに、高齢者、障害者に限らず、誰もが快適に暮らせる地域を目指します。

また、差別意識や偏見の解消と環境改善に取り組み、「心のバリアフリー」、「心のユニバーサルデザイン」^{※1}が実現された、誰もがともに尊重される地域を目指します。

具体的な取組内容

◎ 住民・地域の取組

- ・歩行者の妨げとならないよう自転車は決められた場所に置くなど、身近なバリアフリーを心がけましょう。
- ・差別意識をなくす「心のバリアフリー」、「心のユニバーサルデザイン」について、理解を深めましょう。
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを全町的に推進できるよう、地域としてできることを考え、行動しましょう。

■ 町（行政）の取組

- ・ユニバーサルデザインの考え方や先進的な事例などを広報やホームページで紹介し、啓発に努めます。
- ・バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり、施設づくりを推進します。

※1 障害や障害のある人などへの差別や偏見、理解の不足、誤解等に起因する意識の障壁（バリア）をなくす（＝バリアフリー）、または初めから障壁ができないようにする（＝ユニバーサルデザイン）こと。

◇ 町内事業者の取組

- ・地域における活動拠点の確保・充実とともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れます。
- ・バリアフリーやユニバーサルデザインについて町民への情報提供に努めるとともに、従業員一人ひとりがその必要性を十分認識し、事業・サービスを推進します。